

令和3年4月19日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
担当部局	総務部 債権回収対策課
電話番号	53-4204

1. 発表事項

非強制徴収公債権及び私債権に係る債権管理の適正化について

2. 内 容

非強制徴収公債権及び私債権については、各所管課において松阪市債権管理条例に基づき債権管理が実施されてきたが、裁判手続きなどの債権管理事務マニュアルが整備されておらず、債権回収対策課が各所管課ごとに助言や支援を行うのみとなっている。

そこで、各所管課が効率的な事務を実施できるよう、市の債権管理事務マニュアルを整備し、今まで以上に市の債権管理の適正化を図っていく。

3. スケジュール

債権回収対策課職員を中心に検討チームを発足させ、令和3年8月末までにマニュアルを作成し、9月末までに各課に周知を行う予定をしている。

参 考

強制徴収公債権・・・地方税や公課など地方団体自ら強制執行できる（自力執行権）
公法上の債権 市税、保育料、介護保険料、公共下水道受益者負担金など

非強制徴収公債権・・・自力執行権がない公法上の債権 生活保護法第63条返還金など

私債権・・・私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権 公営住宅使用料、水道料金など